

令和2年第8回辰野町議会定例会会議録（16日目）

1. 開会場所 辰野町議事堂
2. 開催年月日 令和2年12月16日 午後2時
3. 議員総数 12名
4. 出席議員数 12名

1番	吉澤光雄	2番	向山光
3番	瀬戸純	4番	舟橋秀仁
5番	松澤千代子	6番	山寺はる美
7番	樋口博美	8番	池田睦雄
9番	津谷彰	10番	矢ヶ崎紀男
11番	小澤睦美	12番	岩田清

5. 会議事項

- 日程第1 議案第1号 辰野町議会議員及び辰野町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
- 議案第3号 辰野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第4号 辰野町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第13号 辰野町公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第2 議案第2号 辰野町霊園条例及び辰野町使用料条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第5号 令和2年度辰野町一般会計補正予算（第12号）
- 日程第4 議案第8号 令和2年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第5 議案第9号 令和2年度辰野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第6 議案第11号 令和2年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議案第12号 辰野町第6次総合計画基本構想について
- 日程第8 請願・陳情についての委員長報告
- 日程第9 追加提出議案の審議について
- 議案第16号 令和2年度辰野町一般会計補正予算（第13号）
- 日程第10 議員提出議案の審議について
- 発議第1号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守る

ための意見書の提出について

発議第 2 号 国土強靱化対策の推進を求める意見書の提出について

日程第 11 議会閉会中の委員会の継続審査について

日程第 12 議員派遣について

6. 地方自治法第 121 条により出席した者

町長	武 居 保 男	副町長	山 田 勝 己
教育長	宮 澤 和 徳	総務課長	加 藤 恒 男
まちづくり政策課長	一ノ瀬 敏 樹	住民税務課長	竹 村 智 博
保健福祉課長	小 澤 靖 一	産業振興課長	赤 羽 裕 治
建設水道課長	宮 原 利 明	会計管理者	中 村 京 子
生涯学習課長	西 原 功	辰野病院事務長	今 福 孝 枝

7. 地方自治法第 123 条第 1 項の規定による書記

議会事務局長	桑 原 高 広
議会事務局庶務係長	田 中 香 織

8. 地方自治法第 123 条第 2 項の規定による署名議員

議席 第 5 番	松 澤 千代子
議席 第 6 番	山 寺 はる美

9. 会議の顛末

○局 長

ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

○議 長

議会最終日となりました。よろしく願いいたします。定足数に達しておりますので、令和 2 年第 8 回定例会、第 16 日目の会議は成立いたしました。欠席の届け出ですが菅沼こども課長より欠席届が提出されておりますので報告いたします。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。これより日程に基づく会議に入ります。日程第 1、議案第 1 号、辰野町議会議員及び辰野町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について、議案第 3 号、辰野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、議案第 4 号、辰野町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について、議案第 13 号、辰野町公の施設の指定管理者の指定について、以上 4 議案を、一括議題と

いたします。総務産業常任委員会における審査結果を、総務産業常任委員長向山光議員より報告を求めます。

○総務産業常任委員長（向山）

本議会初日に総務産業常任委員会に付託されました議案第1号、第3号、第4号及び第13号についての審査状況を報告します。12月10日午前9時から総務産業常任委員会室において委員全員が出席し担当課職員に内容説明を求め質疑を行いました。議案第1号、辰野町議会議員及び辰野町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について、提案理由は町村議員のなり手不足対策として、候補者のポスター・ビラ作成や選挙用自動車の経費を公費で負担するという公職選挙法の改正がされ、これに伴い町でも選挙公営制度を設け、候補者間の選挙運動の公平を図ることを目的とする条例の制定であります。これに合わせて、公職選挙法では町村議員選挙における供託金納付制度も設けられました。主な質疑として、「1. ポスター作成の費用はどのようなもので算出しているか」という質問に、「裏面全体に両面テープを貼ったもので算出した。」「2. ビラの内容チェックはあるのか」という質問に、「内容の制限はないが頒布責任者や印刷業者の記載は必要、枚数制限があるので証書を貼ってもらって使うことになる。」「3. 町として新たに負担することになる金額は」という質問に、「一人当たり約50万円」との答弁でした。以上の審査のうえ、採決の結果、全員一致で可決すべきものと決しました。議案第3号、辰野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案理由は持続可能な医療保険体制を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の改正及び地方税法の一部改正に伴い、町健康保険税条例の一部を改正するものです。持続可能な医療保険体制を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の改正に伴う改正は、市町村ごとに運営されていた国民健康保険において都道府県が財政運営の責任主体となることから、所要の改正を行うものです。また個人所得課税の見直しによって給与所得控除や公的年金控除から基礎控除へ10万円を振り替えることに伴い、国民健康保険税の負担水準に不公平が生じることのないようにするために所要の整備を行うもので、軽減判定所得の基礎控除額を33万円から43万円に引き上げるものです。特筆すべき質疑はなく、全員一致で可決すべきと決しました。議案第4号、辰野町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由は地方税法等の一部を改正する法律により、公共下水道受益者負担金の延滞金の割合の特例を定めるための改正です。市場

の金利が低いことから延滞金の利率 14.5%についても特例として軽減するものです。平均貸付割合については各年の前々年の 10 月から前年の 9 月までの各月における、銀行の短期貸出約定平均金利として財務大臣が告示する割合であるとの説明がありました。ほかに特筆すべき質疑はなく、全員一致で可決すべきものと決しました。議案第 13 号、辰野町公の施設の指定管理者の指定について、令和 3 年 3 月末をもって指定管理期間が終了する 4 施設と新たに指定管理を始める 1 施設、併せて 5 施設について来年度からの指定管理者を指定するためのものです。5 施設のうち公募によるもの 3 施設、公募によらないもの 2 施設であり、公募による 3 施設については書類審査の後、副町長を委員長とする役場課長職からなる指定管理者選定委員会と、識見を有する外部委員からなる指定管理者選定審査会とによる審査が行われ、これらの経過について説明がありました。3 施設について選定委員会と選定審査会とで合同でプレゼンテーションを受け審査も合同で行ったこと、選定委員会は 8 人中 6 人、選定審査会は 5 人中 4 人が出席し 1 位評価を最も多く受けた業者を候補者としてすること、同率の場合には各採点項目に対する評価得点の高い順によることとしたことなどの説明がありました。委員からは、選定委員会へは原則すべての委員が出席すべきであるとの指摘があり、また委員会に対して示された参考資料についての要望などが出されました。次回の指定管理者の選定にあたっては、これらの指摘、要望について検討の上改善し対応を統一するように求めました。応募者から提出された企画書・提案書について開示を求める意見もありましたが、プロポーザル方式においては応募者の知的財産であること、また提案内容と協定書の内容とは必ずしも一致しないことから委員会に対して提出しないことについて了承しました。湯にいくセンターについては 2 者の応募があり、委員 10 人が従前の株式会社サンアメニティーを 1 位としたことから同社を候補者として決定したものであります。同社は流動比率 120%以上が目安のところ 138%であること、自己資本比率 20%以上が目安であるところ 26%であるなど、財務状況は安定していることも報告されました。しだれ栗森林公園については、湯にいくセンターと同じ 2 者から応募があり、委員 10 人が従前の株式会社サンアメニティーを 1 位としたことから、候補者として決定したものであります。近隣のキャンプ場に比べて立地がよく 10 月でも暖かいこともあることから、オートキャンプなど今後の利用者の増加に期待する意見がありました。たつの未来館については、来年度から新たに指定管理するもので 3 者の応募があり、委員 10 人うち 2 者をともに 1 位とする委員

が複数あり、3者に対して1位とするものが7票、6票、0票と分かれていましたが国内、県内とも多くの実績があり7票を獲得したシンコースポーツ株式会社を指定管理者にするというものです。指定管理料については3者とも1,800万円台であること、同社は全国114自治体390施設で指定管理を行っており、県内では長野運動公園、県立武道館、岡谷市、佐久市においても指定管理をしていること、また同社が指定管理している類似施設である山梨県忍野村のフィットネスセンターを視察し、適切に指定管理が行われていることを確認したなどの報告がありました。また同社の財務状況は流動比率144%、総資産26億8,000万円自己資本比率48%であるなど非常に安定していることも報告されました。意見として開設以来の管理者が変わることから3年間の教訓、ノウハウや人的にもきちんと引き継ぐことが重要であるとの指摘がありました。ほたるの里世代間交流施設については、公募によらずに引き続き辰野町社会福祉協議会を指定管理者とするもので、指定管理料は従前と同額です。地域の福祉の拠点、高齢者のさまざまな交流の場として遠方からも利用者がありうまく機能している。結婚相談についてさらに成果を期待したい、社協の一つの拠点としてさまざまな情報発信の場となること、生活困窮者への窓口となることも期待したいという意見が出されました。辰野町世代間交流施設についても、公募によらずに引き続き世界昆虫館を指定管理者とするもので、指定管理料は従前と同額です。昆虫に対する興味を幼い時期から育み、世代間の交流を図るという目的で収集している昆虫の標本が個人の資産であり、専門的知識を有しているとともに有効に活用することが望まれ、指定管理者側も継続して指定管理をすることを希望していることから継続することとしたものであります。昆虫を中心とした共同のイベントや荒神山全体の連携、賑わいを作り出す必要があるなどの指摘があり、エリアマネジメントが課題となっているとの答弁がありました。以上の審議の結果、5件についてそれぞれ採決した結果、いずれも全員一致で可決すべきものと決しました。以上委員長報告とします。

○議長

委員長報告に対する質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑を終結いたします。次に議案第1号、辰野町議会議員及び辰野町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について、討論を行います。ありません

か。

(議場 なし)

○議 長

討論を終結いたします。これより議案第1号、辰野町議会議員及び辰野町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを、採決いたします。お諮りいたします。委員長報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第1号は委員長報告のとおり可決されました。次に、議案第3号、辰野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

討論を終結いたします。議案第3号、辰野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを、採決いたします。お諮りいたします。委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第3号は委員長報告のとおり可決されました。次に、議案第4号、辰野町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

討論を終結いたします。議案第4号、辰野町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例についてを、採決いたします。お諮りいたします。委員長報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第4号は、委員長報告のとおり可決されました。次に第13号、辰野町公の施設の指定管理者の指定について討論をおこないます。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

討論を終結いたします。議案第13号、辰野町公の施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。お諮りいたします。委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第13号は、委員長報告のとおり可決されました。日程第2、議案第2号、辰野町霊園条例及び辰野町使用料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。福祉教育常任委員会における審査結果を福祉教育常任委員長瀬戸純議員より報告を求めます。

○福祉教育常任委員長(瀬戸)

それでは福祉教育常任委員会における審査結果を報告いたします。議案第2号、辰野町霊園条例及び辰野町使用料条例の一部を改正する条例について、提案理由は近年の生活形態の変遷等により将来的なお墓の管理者不在等の懸念から、永代供養や共同埋蔵等に対応した合葬式墳墓を新設している。新設に伴い従来の聖地を含め適正運用及び維持管理のために、条例の一部を改正しまた合葬式墳墓の使用料を定めるために使用料条例の一部を改正したいとのことです。説明では、新設される合葬式墳墓、個別埋蔵室、共同埋蔵室等の用語の定義を定め、使用許可では埋葬時の立会人の選定、使用者の資格については本籍を有する者を追加した。聖地等の使用については、個別埋蔵室の使用期間を15年と規定し、経過後は共同埋蔵室へ移すことが定められた。使用許可の取り消しについて共同埋蔵室の使用許可を受けた日から5年を経過しても焼骨が埋蔵されない場合を追加規定した。管理手数料については合葬式墳墓の管理手数料は徴収しない。使用料の還付及び充当については返還時期と還付額を4段階に設定した。聖地等の使用料については個別埋蔵室、1体あたり15万円、共同埋蔵室1体あたり5万円と定め、使用者が町内に住所を有しないものである場合には25%乗じた額と定めた等の説明を受けました。質疑では、「個別埋蔵室、共同埋蔵室がいつぱ

いになった場合の対策は」との質問に対して、「個別埋蔵室は 200 体、共同埋蔵室は 300 体以上で建設している。申請時に説明はするが期間終了 15 年経過する前に通知等連絡をする。町内及び近隣の調査では、共同埋蔵室の利用要望が多い、個別埋蔵室がいっぱいになることは現段階では考えていない」との答弁でした。「使用料の還付期間で許可を受けた日から 5 年を超える場合は還付しないとなっている。近隣では 30 年以上でも 25% 還付のところもあるが辰野町でも還付できないか、還付しない理由は」との質問に対して、「今までは使用料は権利金という形だったので規定はなかったが今回規定をつくった。還付しない市町村もある。お墓は何代にもわたって管理されるものと考え、5 年以上ならば長期占有と考え還付はしないとした」との答弁でした。「現段階での還付の対象者数は」との質問に対して、「霊園使用区画 613 区画中 37 人が使用料の還付対象となる」との答弁でした。「町外の管理人も認められ、またいなくなった場合等の管理人の規定はあるのか」との質問に対して「規則で定めていく、また身寄りがない不明な場合は 1 区画町が所有している墓地へ埋葬する」との答弁でした。「新設の個別埋蔵室使用料は 15 万円、共同埋蔵室 5 万円の根拠は何か」との質問に対して「個別埋蔵室、共同埋蔵室利用の半数利用した場合の建設費で計算して出した金額。また近隣市町村を調査し、管理手数料込みの金額とした」との答弁でした。以上、福祉教育常任委員会へ付託された条例審査 1 件は、採決の結果、委員全員一致にて可決すべきものと決しました。以上委員長報告といたします。

○議 長

委員長報告に対する質疑・討論を行います。質疑ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑・討論を終結いたします。吉澤議員。

○吉 澤 (1 番)

討論として条例には賛成しますが、1 点意見を述べさせていただきたいと思えます。新しい条例の 20 条 2 項になります、聖地使用料の返還規定についてです。委員長報告にもありましたように、これは今回新たに設けられる規定で、それ自体は大きな前進であり歓迎したいと思います。ただ対象者が許可後 5 年以内ということで、霊園區画に対して 5% くらいの方しか返還対象にならないと極めて狭いと考えられるわけです。お隣の塩尻市では許可を受けてから 15 年以内の返還で 2 分の 1 返還、15 年を



超え 30 年以内で 3 分の 1 返還、30 年を超えた場合で 4 分の 1 返還という規定を定めており、これが使用しない霊園を整理して希望する方に譲渡をし、また霊園全体の管理をきれいにしていくうえで大きな役割を果たしているそうです。そこで本条例は大きな一歩前進として評価しますが、今後町民の声や実態を踏まえて使用料返還規定の対象年数を拡大していくよう検討いただきたいということを意見申し上げます。以上です。

○議 長

そのほか討論ございますか。

(議場 なし)

○議 長

質疑・討論を終結いたします。これより、議案第 2 号、辰野町霊園条例及び辰野町使用料条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なし)

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第 2 号は、委員長報告のとおり可決されました。日程第 3、議案第 5 号、令和 2 年度辰野町一般会計補正予算（第 12 号）を議題といたします。これより、質疑討論を行います。ありませんか。山寺議員。

○山 寺（6 番）

2 点お伺いいたします。23 ページ、農業振興事業で強い農業の担い手づくりの総合交付金 405 万 8,000 円ですか、これはどういう方々に今年は交付するのかということと、もう 1 点 29 ページ、28、29 ですが教育費の中にですね訪問看護の委託料 61 万 2,000 円と学童クラブやっぱ訪問看護の委託料として 27 万 6,000 円が掲載されてますが、これはどういう使用なのかお答えいただきたいと思います。

○産業振興課長

はい。それでは 23 ページの強い農業・担い手づくり総合支援交付金でございます。こちらにつきましてはここにも担い手という言葉がありますように、町内で担い手となっていております認定農業者の方々が対象になる事業でございます。主にですね機械設備等の導入等に際しまして支援をするというものでございまして、今回は 1 件認定農業者の方が新たにコンバインを導入するというところで、国の方に申請を

いたしまして国 100%補助で町を経由しての事業ということでございますので、最終的な審査は県がそのほうで審査をされる部分がございますけども、町が経由する関係で歳入歳出とも今回の補正にもらせていただいているものでございます。以上です。

○生涯学習課長

はい、お答えします。今までですね保育園児だった方が小学校へ入学しまして、これ障がい児の関係なんですけれども、そちらの訪問っていうような形で辰野病院の看護師がですね、訪問看護ステーションの者が行って面倒見ていただく、そういうための委託料でございます。

○まちづくり政策課長

はい。訪問看護委託料につきましては糖尿病児童訪問看護委託料が1日1回の訪問が2回になったために今回補正をするものでございまして、教育委員会事務、学童クラブ事務それぞれ理由は同じ理由となっております。以上です。

○議 長

よろしいですか。ほかにございませんか。吉澤議員。

○吉 澤 (1 番)

14 ページ、総務費 17、12 防災事業費の、18 負担金補助、空き家等解体事業補助金 300 万円今回補正するわけですが、増えた理由、経過を教えてください。もう 1 点 25 ページ、土木総務事務費、18 負担金補助金、定住促進奨励金 1,800 万円増額補正ですが、これは事前に私聞いたところ現在まで約 30 件の申請があり、今後さらに 30 件くらいはあるだろうということでの補正だということですが、現時点での今年度の実績見込みは昨年度あるいはこれまでと比べて、どのくらい増えているのか教えていただきたいと思います。以上 2 点お願いします。

○総務課長

それではまず 14 ページ危機管理防災事業の中の、空き家等解体事業補助金についてご説明をしたいと思います。こちらの補助金については危険空き家になる前に自主的に取り壊しをしていただく場合の補助金ということになります。当初予算では 10 件を見積もっておりました。現時点で執行も含めまして 12 件ということですので予定を上回っております。また問い合わせ等もございますので今後さらに 10 件これは 1 件当たり 30 万円を上限としておりますが、それを見積もつての補正となります。以上です。

○建設水道課長

辰野町定住促進奨励金についてでございます。平成30年度、平成31年度の実績がですね62件、67件と60件以上ある実情でございます。先ほど言いましたけど現時点ではその30件程度ではございますが、今までの実例を見ますと60件程度はあるということで今回補正予算でお願いしてる状態でございます。以上です。

○議 長

よろしいですか。そのほかありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑・討論を終結いたします。これより、議案第5号、令和2年度辰野町一般会計補正予算(第12号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なし)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第5号は原案のとおり可決されました。日程第4、議案第8号、令和2年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。これより質疑・討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑・討論を終結します。これより、議案第8号、令和2年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なし)

○議 長

異議なしと認めます。これによって議案第8号は原案のとおり可決されました。日程第5、議案第9号、令和2年度辰野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。これより質疑・討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑・討論を終結いたします。これより、議案第9号、令和2年度辰野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なし）

○議長

異議なしと認めます。よって議案第9号は原案のとおり可決されました。日程第6、議案第11号、令和2年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。これより質疑・討論を行います。ありませんか。

（議場 なし）

○議長

質疑・討論を終結します。これより、議案第11号、令和2年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なし）

○議長

異議なしと認めます。よって議案第11号は原案のとおり可決されました。日程第7、議案第12号、辰野町第6次総合計画基本構想についてを議題といたします。これより質疑・討論を行います。ありませんか。樋口議員。

○樋口（7番）

ページ7ページでございますけれども、基本構想の第2章辰野町の特徴（5）産業の部分でございます。五次の中では農林業というような表記がございますが、第6次の方では農業というふうになっております。林業というものがですねなかなか厳しい世の中ですけれども、辰野町の場合86%が森林であり昨年より森林環境譲与税の話題もありますので、森林の持つ意味は重要視されるものと思います。この中でどのように町は考えているのかをお聞かせください。

○まちづくり政策課長

はい。それでは樋口議員のご質問にお答えをしております。基本構想の部分につきましては、現状の部分について林業がないということでございますけれども、こちらにつきましては17ページにあります政策の大綱におけるですね基本目標、政策の柱でございますけれども、1番目のホテルが飛び交う自然豊かなまちにあります自然

と景観それから活力と魅力のある仕事のあるまちということで産業振興、この2つの分野に林業の部分が該当しまして、こちらにつきましてはただ今現在策定中の基本計画における政策あるいは施策、主な事業として林業分野についての両基本目標における施策をきちんと把握しながら検討してまいりたいと考えておりますのでよろしくお願ひします。

○議 長

よろしいですか。

○産業振興課長

はい。今まちづくり政策課長の方から今後の計画というお話がございました。今のお話の中にもございますけども、今議員おっしゃられた林業部分等が記載されていないという部分でございますけども、ここの項目はですね辰野町の特徴という項目の中でございまして、林業につきましてはその前の自然環境という中の現状で、議員おっしゃられた86%を山林がしめているということで、特徴としては紹介をさせているところでございます。あと計画につきましては議員からも指摘ございましたけれども、基本計画という今後またご案内いたします計画の中におきまして、森林環境譲与税を利用した計画的な間伐・保育ということで事業として掲載をしていく予定でございます。

○議 長

よろしいですか。池田議員。

○池 田 (8 番)

ページ4ページから7ページにかけて第2章においてですね、辰野町を取り巻く現状を町の特徴と現状ということで把握されております。この中で課題といった点が取り上げられていないと思います。記述がございません。今までの目標、第五次総合計画あるんですけどもこの辺の目標とのギャップとか、それから社会地域の現状での変化に対してどのように課題を認識されているのか、この辺の分析ってのをどのように考えられているかという記述がございません。なぜこの課題という分析がここになのかを教えてください。

○まちづくり政策課長

はい。基本構想の部分の現状、辰野町の特徴であります現状の部分でございますけれども、現状の中には課題というふうには明確になっておりませんが、必要となるべき課題についても記載はふれている部分もございますけれども、基本構想のレベルで

特定の課題を捉えてすべてを記述するという事は難しいできないものでございまして、その分基本計画における個別施策の中においては、それぞれ具体的に現状と課題を整理いたしましてそのうえで施策の方向性を記述し、主な事業を定めていくという作業を今行っておりますので、課題についてあるいは現状の分析にふまえた課題につきましては、基本計画の中でしっかりと記述していきたいと考えております。以上です。

○議長

よろしいですか。質疑・討論を終結いたします。これより、議案第12号、辰野町第6次総合計画基本構想についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なし)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第12号は原案のとおり可決されました。日程第8、請願・陳情についての委員長報告を議題といたします。本定例会初日に、総務産業常任委員会へ付託となりました、陳情第16号、新型コロナウイルス感染症の影響から中小業者の営業と生活を守るため地方創生臨時交付金の活用を求める陳情書、請願17号、日本政府に核兵器禁止条約への署名・批准を求める請願書、以上2件について総務産業常任委員会における審査結果を、総務産業常任委員長向山光議員より報告を求めます。

○総務産業常任委員長（向山）

本定例会初日に、当委員会に付託されました陳情第16号、請願第17号の審査結果を報告いたします。12月10日午後1時35分から総務産業常任委員会室において委員全員出席の下、慎重に審査を行いました。以下、その概要を報告いたします。陳情第16号、新型コロナウイルス感染症の影響から中小業者の営業と生活を守るため地方創生臨時交付金の活用を求める陳情書についての審査結果です。提出者は、上伊那民主商工会、会長鈴木正巳氏、趣旨は新型コロナウイルス感染症は収束の兆しを見せず、第3波と感染拡大が続いています。一方企業数の7割、雇用の9割を担う中小・小規模事業者の存在は社会インフラに位置づけられていますが、小規模な宿泊業や飲食サービス業においては、給与などの固定費をまかなう手元資産が3箇月から半年分しかないことが指摘されており、このままでは廃業・倒産の激増は避けられません。令和2年度補正予算で計上された地方創生臨時交付金を活用し、中小・小規模事業者・フリーラン

スの営業と生活を守るための施策を実施するよう求めるものであります。なお同じ陳情書が辰野町宛に提出されています。審査では5項目の要請事項について検討しました。1. コロナウイルス感染症に対する国民健康保険の傷病手当の支給対象に個人事業主を加えることについては、今議会で補正予算が上程されています。2. 中小企業・小規模事業者の営業存続のための支援、3. 納税緩和措置の活用、4. 所属団体等による限定的な給付金や補助金の支給はしないこと、この2から4までは一定程度取り組みがされています。5. 中小企業・小規模事業者への暖房費補助は新たな課題です。以上のことから、また町へも同様の陳情がされていることから陳情の取り扱いについては、全員一致で趣旨採択とすべきと決しました。次に請願第17号、日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める請願書についての審査結果です。提出者は辰野平和のつどい実行委員会、代表中條英邦氏、紹介議員吉澤光雄議員。趣旨は2020年10月25日核兵器禁止条約の発効に必要な批准国が50箇国に達し、2021年1月22日に発効することが確定しました。辰野町議会は1985年に平和都市及び核非武装宣言を1984年に平和都市宣言を議決し、わが国は世界唯一の核被爆国としてまた平和憲法の内容からも、核兵器の廃絶と軍備縮小の推進に積極的に役割を果たすべきであるとしています。日本政府は核兵器のない世界を目指し、核兵器を持つ国々と核兵器を持たない国々の橋渡しを務めると明言しています。核兵器禁止条約が発効するもとの唯一の戦争被爆国として核兵器廃絶のための役割を国際社会で果たすよう、政府と関係機関に対して核兵器禁止条約に署名・批准することを求める意見を提出することを求めるものであります。紹介議員である吉澤議員から説明を求め審査をしました。審査における意見は、1. 日米安全保障条約、核の傘の下にあつて核兵器廃止を言っても説得力がない、安保条約を外したときに国民はどう思うか、国際的影響力はない。日米安保、自衛隊、尖閣列島と難しい課題を抱えている、声高に言うことではない。2. 理想と現実が違う。世界がすべて善人であればよいが。3. 核兵器には反対である。しかし現実社会で核がなくなる方向は見えていない。危うさはあるが奇妙なところでバランスが取れている、状況が変わっていく方向が見えないので反対という立場をとりたい。4. 核廃絶の思いは誰でも持っている。日本は中国や北朝鮮、韓国もゆれている、台湾、尖閣と今後どうなっていくかわからない危険な地域の中におかれている。日本が危険な国々に囲まれている中で生き残っていくには、現時点では米国に頼らざるを得ない。むしろ日本自体がもっと強くならなければならない。科学は不可逆的で

あり、一旦ものすごい力を手にした以上、それを手放すことは考えられない。政府の考えている NTP をベースに対応するという考えである。5. 残虐兵器を禁止してきた歴史がある。生物化学兵器は実際に禁止してきている。国連の最初の決議は核兵器廃絶の決議だった。日本に米軍の核兵器がある限り中国や北朝鮮に言っても何言ってるんだとなる。6. 核兵器禁止条約に核保有国 5 箇国の一つとして批准していない。そしていずれも常任理事国である。現実的に意味があるとは思えない。考え方とは別にどれだけ効力が発生するか非常に疑問である。7. 米国が批准した国に撤回しろと圧力をかけている。それだけプレッシャーにはなっている。そういう効果を期待したい。8. 政府が橋渡しをするというなら被爆国としての立場を明らかにしていくべきである。以上の討論のうえ、採決の結果、採択に賛成 1、反対 4 で不採択と決すべきと決しました。以上委員長報告とします。

○議 長

ただいまの委員長報告に対し、始めに陳情第 16 号、新型コロナウイルス感染症の影響から中小業者の営業と生活を守るため地方創生臨時交付金の活用を求める陳情書について、質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

討論を終結いたします。これより新型コロナウイルス感染症の影響から中小業者の営業と生活を守るため地方創生臨時交付金の活用を求める陳情書を採決いたします。お諮りいたします。この陳情に対する委員長報告は趣旨採択です。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって陳情第 16 号は委員長報告のとおり決しました。次に請願第 17 号、日本政府に核兵器禁止条約への署名・批准を求める請願書について質疑を行います。ありませんか。吉澤議員。

○吉 澤 (1 番)



質疑ですね、討論じゃないですね。

○議長

質疑じゃあないですね。

○吉澤（1番）

すいません。

○議長

質疑を終結いたします。討論を行います。吉澤議員。

○吉澤（1番）

請願不採択の委員長報告に請願の紹介議員として、報告に反対し請願を採択すべきとの立場から意見を述べます。1945年広島、長崎に落とされた2発の原子爆弾でその年に21万4,000人が亡くなり、これまで47万8,000人以上の方が原爆の後遺症で亡くなりました。今も16万人の被爆者が原爆症に犯され苦しんでおられます。しかし世界には8つの核保有国があり1万3,400発の原爆を配備しています。この核兵器を人道に反する違法なものと定め、核兵器廃絶を目指す道筋を明らかにしたのが核兵器禁止条約です。禁止条約は2017年国連加盟の3分の2の国が賛成して議決され、発効に必要な50箇国以上の批准を得て来年1月に効力を発することになりました。禁止条約が国際法になり核兵器をなくすことに大きく前進します。日本政府がこの禁止条約に背を向け続けるのか世界が注目し、政府に条約参加を求める声は被爆者をはじめ大きく広がっています。核兵器をなくすのは理想論で、日本が禁止条約に加わっても核兵器はなくせないという議論がありますがそうでしょうか。世界はこれまでもさまざまな対立を乗り越え、数々の大量破壊兵器について国際禁止条約を定めて禁止してきました。1975年に細菌などの生物兵器、1997年に毒ガスなどの化学兵器、1999年に対人地雷、2010年にクラスター爆弾の禁止条約を発効させこれらの兵器を持つことや使うことを禁止してきました。核兵器はこれらと比べ物にならない大量破壊兵器です。禁止しなければならないものです。人間の上に兵器として使われた唯一の被爆国の日本が、この禁止条約に加われば世界に大きな影響と希望を与えたいと思います。条約機構の参加国を増やしていくことこそ原爆をなくす最も現実的な道だと考えます。日本がアメリカの核の傘に守られているから、禁止条約に反対という議論がありますがそうでしょうか。在日米軍に日本防衛の任務はない、アメリカの世界戦略のための配備だということはアメリカの国会証言で明らかになっています。事実、朝鮮戦

争やベトナム戦争で日本の米軍基地に配付された核兵器の使用が何度も検討され、1962年のキューバ危機では沖縄に配付された核ミサイル4機が発射寸前だったことが明らかになっています。アメリカの核の傘に入っているために、日本は何度もあわや核戦争の基地になり、場合によっては原爆の基地を提供した国として報復を受ける恐れがありました。アメリカの当時の証言によれば当時原爆の使用を思いとどまらせたのは、報復の脅威ではなく原爆使用を批判する日本や世界の世論と憲法9条でした。このほかに返還前の沖縄米軍基地で核弾頭をつけたミサイルが、戦闘機から誤って発射されて海中で行方不明になるなど核爆発寸前の事故が何件も起きています。禁止条約に参加して核兵器をなくすことこそ日本の平和を守る道だと考えます。中国や北朝鮮が核兵器を持っているから、禁止条約に反対という議論は成り立たないのではないのでしょうか。核兵器に平和を委ねてよいのでしょうか。日本も禁止条約に参加して初めて核兵器は違法だからなくそう、私たちもそのために努力する、だからあなたの国も核兵器を放棄しなさいと強い立場で北朝鮮や中国に迫ることができ、東アジアを非核地帯にする展望が開けると 생각합니다。日本政府が毎年国連に出している核兵器廃絶決議案は共同提案国が2016年の109箇国から今年26箇国にまで減りました。これは核兵器禁止条約に背を向ける日本政府の姿勢に対する批判が広がっているからではないのでしょうか。政府のいう核兵器廃絶への橋渡しの役割は禁止条約に署名してこそ果たせると考えます。また新型コロナの脅威に対して、世界が協力しあわなければならない社会に変わった今日、核兵器で脅しあっている場合でしょうか。禁止条約は世界を対立から協力し、助け合う社会に変えていく意味でも大きな役割を果たすのでは考えます。今年8月1日発表の日本世論調査協会の世論調査では、国民の72%が日本が核兵器禁止条約に参加することに賛成しています。禁止条約の署名を求める請願・陳情は長野県議会をはじめ県下64%の市町村で採択されています。辰野町議会は非核武装宣言と平和都市宣言を議決しています。国内でも世界でも日本は禁止条約に参加すべきだという声が大勢になりつつあるのではないのでしょうか。最後に日本被爆者団体協議会の田中代表委員の禁止条約へのコメントの一部を紹介します。「被爆者が命がけでやってきたことが実現できました。日本は原爆の非人道的で反人間的なあらゆる被害を知っている国です。日本こそ真っ先に署名しなければなりません。被爆者は日本政府が世界に向かって言ってほしい、核兵器は人類と共存させてはならない、私た

ちが1番それを知っている、日本は核兵器廃絶の先頭に立つ」と。今こそ日本政府がこの条約に署名することが求められていることを訴え討論を終わります。

○議長

委員長報告に賛成者の発言はありませんか。津谷議員。

○津谷(9番)

私は、今定例会に提出されております、請願第17号に対する委員長報告に賛成の立場から討論させていただきます。核兵器禁止条約の批准国また地域が50に達し、来年1月22日の発効が決まりました。核兵器を違法とする初めての国際法規範であり大きな意義があります。しかし一方で核保有国を巻き込んでいくことが核廃絶のためには不可欠であること、また直ちに法的な拘束力をもって使用や保有を禁止することになると、日米安保条約のもとで安全保障を米国の核の抑止力いわゆる核の傘の下に依存している日本としては、この核の傘を万全にすることが難しくなるとも言われております。さらに法的拘束力をもった枠組みを作って核保有国を批判することになると、保有国と非保有国の溝を深めてしまい、実質的な核軍縮の健全な対話が先に進まないという見方もあり、国際社会の分断をいっそう深め核兵器のない世界を遠ざけると指摘されています。この条約においては核保有国の協力の下で、廃絶につなげるプロセスが担保されていないことも、大きな課題の一つと依然と残っております。大切なことは一步でも核軍縮を進められる道を開くことでもあります。令和元年10月核軍縮の実質的な進展のための賢人会議、議長レポートが示したところによりますと、建設的に議論対処しなければ核軍縮をめぐる立場の隔たりにより行き詰まりの打開、核兵器のない世界のための共通のビジョンの発見は困難としています。したがって唯一の戦争被爆国である日本がとるべき立場は、条約発効前後も変わることなく条約に批准するのではなく、国際社会の合意形成の要として核保有国と非保有国の真の橋渡しを担い、困難な問題について議論対処など双方の対話を促し、核軍縮を進め核廃絶に導くことが重要な役割であると考えます。また条約発効後の編約国会議にオブザーバー参加を訴えるとともに、被爆地である広島、長崎への同会合の招致を求めていくことを求めるべきであります。日本が取り組むべきは現実世界に存在する核をどのように管理するかということだと思います。これらの問題に真摯に取り組むことこそが日本としての責任ある姿勢ではないかと思います。よって本請願は委員長報告に賛成いたします。

## ○議長

ほかにありますか。討論を終結いたします。これより、請願第 17 号、日本政府に核兵器禁止条約への署名・批准を求める請願書についてを採決いたします。お諮りいたします。本件に対する委員長報告は、不採択であります。よって、原案について、起立により採決をおこないます。原案について起立により採決を行います。請願第 17 号、日本政府に核兵器禁止条約への署名・批准を求める請願書を採択するに賛成する方、採択するに賛成の方、原案を採択するに賛成の方はご起立願います。

(議場 起立 3 人)

## ○議長

起立少数です。よって、請願第 17 号は、不採択とすることに決しました。次に、福祉教育常任委員会へ付託となりました陳情第 15 号、安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情書について、福祉教育常任委員会における審査結果を、福祉教育常任委員長瀬戸純議員より報告を求めます。

## ○福祉教育常任委員長（瀬戸）

それでは、報告いたします。本定例会初日に福祉教育常任委員会に付託されました、陳情 1 件について 12 月 10 日午前 9 時から福祉教育常任委員会室において委員全員出席の下、慎重に審査を行いました。地域医療と公立・公的病院を守る長野県連絡会、長野県民主医療機関連合会、常勤常任理事の石川徹氏から陳情理由の説明及び傍聴をしたい旨の申し出があったためこれを許可しました。以下その概要を報告いたします。陳情第 15 号、安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情書、提出者、地域医療と公立・公的病院を守る長野県連絡会長野県保険医協会、会長宮沢裕夫氏ほか 7 団体、陳情の趣旨は新型コロナウイルス感染症拡大が経済活動や国民生活に深刻な影響を及ぼし、医療崩壊など国民の命と健康が脅かされる事態が広がった。この感染症対応の経験から明らかになったことは、感染症病床や集中治療室の大幅な不足やそれらを中心的に担っている、公立・公的病院の重要性、医師・看護師・介護職員の人員不足、保健所の不足問題等諸問題が浮き彫りになり、医療・介護・福祉など社会保障費の抑制策や公衆衛生施策の縮小が背景にあると考える。新型コロナウイルス感染症対策の教訓を経て、国民のいのちと健康、暮らしを守るためまた新たなウイルスの感染拡大や自然災害などの事態の際に、経済活動への影響を最小限に押さえ込むためにも医療・介護・福祉そして公衆衛生施策の拡充は喫緊の課題だ。よ

って、1. 今後も発生が予想される新たな感染症拡大などの実態にも対応できるよう、医療、介護、福祉に十分な財源確保を行うこと。2. 公立・公的病院の統廃合再編や地域医療構想を見直し、地域の声を踏まえた医療体制の充実を図ること。3. 安全・安心の医療・介護提供体制を確保するため、医師・看護師・医療技術職、介護職等を大幅に増員すること。4. 保健所の増設・保健師等の増員など公衆衛生行政の拡充を図ること、ウイルス研究、検査、検疫体制などを強化・拡充すること。5. 社会保障にかかわる国民負担軽減を図ることを国に対して意見書の提出を求めるものです。審査の中で、「看護師はどのくらい足りないのか」との質問に対して「現場の基準があるが、基準では回らないので大体の病院が1.3倍より多い人数を配置している。根本的に配置基準人数が少なすぎる、もっと人員は必要」との答弁でした。「保健所が減らされた理由は何か」との質問に対し、「もともと公衆衛生は結核と連動していた。感染症病床が減らされ対応が落ち着いてきたとして、幅広い業務が行えるようにと統合されたと思う」との答弁でした。「感染者受け入れ等で公立病院・公的病院の必要性がコロナ禍でより鮮明になったが国の統廃合再編の考えは変わったのか」との質問に対して、「撤回はしないとして粛々と進めていくと言っている」との答弁でした。介護職は想像以上にきつい仕事、職に就きやすいが離職者は多い。増員を望むには一番は報酬を上げること、そして育成するための環境をつくることなど具体的な要望があると良いが賛成。日本の社会保障は十分だと思う。また社会保障のどの部分を削減すればよいのかわからない。社会保障にかかわる国民負担軽減を図ることは反対だが他4項目は賛成などの意見が出されました。審査の結果、出席者全員一致にて一部採択と決し、意見書を提出することに決定いたしました。委員会における陳情審査結果は以上のとおりです。以上委員長報告といたします。

○議長

ただいまの委員長報告に対し、陳情第15号、安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情書について、質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑を終結いたします。討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

討論を終結いたします。これより、陳情第 15 号、安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情書を採決いたします。お諮りいたします。本件に対する委員長報告は、一部採択です。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、陳情第 15 号は、委員長報告のとおり決しました。日程第 9、追加提出議案の審議について、議案第 16 号、令和 2 年度辰野町一般会計補正予算（第 13 号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町 長

令和 2 年度辰野町一般会計補正予算（第 13 号）を提案するにあたりまして、提案理由を申し上げます。今回の補正予算は、南小学校長寿命化改修工事、新型コロナウイルス検査費用補助金、高速バス感染防止対策事業補助金、国保事業主傷病見舞金の追加などの補正予算であります。補正総額は 5 億 5,537 万 7,000 円の追加で予算総額は 122 億 961 万 3,000 円となりました。その概要を申し上げますと歳入につきましては地方交付税、国庫支出金、町債の増額と繰入金の減額です。歳出につきましては総務費では Pay-easy 収納システム導入委託料、共生館あさひヶ丘等の空調設備設置工事、商工業振興資金利子補給及び保証料、高速バス運行車両の感染防止対策費用に対する高速バス感染防止対策事業補助金、年末年始に帰省するため PCR 検査等を受けた場合の検査費用を助成する、新型コロナウイルス検査費用補助金にかかる費用、国民健康保険加入の事業主に対し支給する傷病見舞金などの追加が主なものであります。教育費では南小学校長寿命化改修工事と管理委託料、棚等の備品購入費、パークセンターふれあいの修繕料の増額などであります。また繰越明許費補正は道路メンテナンス事業により実施する、千歳橋及び篤原橋の工事について年度内の完了が困難であるため翌年度へ繰り越しするものでございます。地方債補正は学校施設環境改善交付金事業の財源として借入れを行う学校教育施設等整備事業債の追加であります。以上のとおり、補正予算の概要を申し上げましたが、ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

これより、質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第16号、令和2年度辰野町一般会計補正予算(第13号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。日程第10、議員提出議案の審議についてを、議題といたします。はじめに、発議第1号、安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書の提出についてを、議題といたします。議案の朗読を致させます。

○議会事務局長

(発議第1号 朗読)

○議長

これより質疑討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑討論を終結します。これより発議第1号、安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書の提出についてを、採決いたします。この表決は起立によって行います。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに賛成の方はご起立願います。

(起立 11人)

○議長

起立多数です。よって発議第1号は、原案のとおり可決されました。次に発議第2号、国土強靱化対策の推進を求める意見書の提出についてを、議題といたします。議案の朗読をいたさせます。

○議会事務局長

(発議第2号 朗読)

○議長

ここで提出者であります、向山光議員より趣旨説明を求めます。

○向 山 (2 番)

ただいま朗読されました意見書案とも重なるところがございますが、意見書の提案理由について説明いたします。近年わが国は豪雨、豪雪、暴風・波浪、地震、津波など大規模な自然災害が頻繁に発生しかつ激甚化しており、辰野町においても住民の安心・安全が脅かされています。こうした自然災害に備え国民の生命・財産を守るために防災・減災、国土強靱化の取り組みは、一層重要性が増しており喫緊の課題となっています。このため国において防災・減災、国土強靱化のための3箇年緊急対策が予算化されインフラ整備の取り組みの重要な財源となっています。辰野町においても樋口矢の坂の改良事業をはじめ、国道・県道の改良・舗装工事が行われてきています。しかしこの緊急対策事業は今年度が最終年となっており、事業の継続が危ぶまれています。事業が終了した場合には、インフラ整備のための財源は極めて少なくなり、大きな影響が出ることは明らかであります。そのため災害の発生を未然に防ぎあるいは被害を最小化し、さらには大規模災害が発生しても機能不全に陥らせず、迅速な復旧・復興が可能な強靱な地域づくりをするために、防災・減災、国土強化のための3箇年緊急対策を継続して取り組むことができるよう、国に対して意見書を提出するよう提案します。以上、採択いただくようお願いし提案の説明とします。

○議 長

これより質疑討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑討論を終結いたします。これより発議第2号、国土強靱化対策の推進を求める意見書の提出についてを、採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに、賛成の方はご起立願います。

(起立 11人)

○議 長

起立多数です。よって発議第2号は、原案のとおり可決されました。日程第11、議会閉会中の委員会の継続審査についてを議題といたします。総務産業常任委員長、福祉教育常任委員長、及び議会運営委員長から別紙のとおり、閉会中の継続審査申し出書が提出されました。お諮りいたします。辰野町議会会議規則第72条の規定により



各委員長申し出のとおり、議会閉会中の継続審査を認めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、議会閉会中も各委員会の継続審査を認めることに決しました。日程第12、議員派遣についてを議題といたします。お諮りいたします。法第100条第13項及び辰野町議会会議規則第124条の規定により、お手元に配布いたしましたとおり議員派遣にすることにいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議員派遣については、お手元に配りましたとおり派遣することに決しました。以上で本定例会の日程は、全部終了いたしました。ここで、町長から挨拶を受けます。

○町長

12月1日に開会いたしました第8回辰野町議会定例会にご提案申し上げました追加議案を含め、16議案すべてを原案どおり承認、可決いただき感謝申し上げます。一般質問では、介護、福祉、医療、移住定住、行政運営、教育関連など幅広い分野で質問をいただきました。さらに総合計画についても質問いただき、第6次総合計画の基本構想を本日議決いただいたところでもあります。来年丑年は子年に蒔いた種の芽が出て、成長していくための基礎を積み上げていく年といわれております。現在次年度予算の編成作業を進めているところですが、町税等の大幅な減収が見込まれる例年以上に厳しい状況の中で、我慢すべきところは我慢し先を急がず1歩1歩着実に各施策に取り組んでまいりたいと考えております。さて今年の冬はいつもと違う新型コロナウイルス感染症が本格的に流行してから初めての冬です。我慢に我慢を重ねてきた1年でしたので年末年始くらいはとお考えの方も多いと思いますが、感染が全国的に拡大すれば更なる医療のひっ迫と経済への大打撃につながります。政府もいのちと暮らしを守るために一人ひとりが年末年始を静かに過ごすことを求めています。帰省のため県をまたぐ移動をされる方が自費検査を受ける費用を補助する制度を創設し、関連予算を本日議決いただきましたが、対象期間を1月末までとしますので、感染拡大防止のため帰省の分散化を含め慎重に検討いただき、来町前の入念な体調管理についてもご

協力をお願いしたいと思います。ここで改めて医療従事者の皆様に感謝申し上げますとともに、感染された方の早期回復を祈念いたします。町民の皆様におかれましては引き続き感染予防の徹底と慎重な行動をお願いいたします。議員各位には、今年一年町のため、町民のためにご尽力いただきました。健康に留意され、よい年をお迎えいただけますようご祈念申し上げ、閉会にあたっての挨拶といたします。どうもありがとうございました。

○議 長

以上で、本日の会議を閉じます。これをもちまして12月1日に開会いたしました、令和2年第8回辰野町議会定例会を閉会といたします。16日間にわたる長丁場、大変ご苦労様でした。

#### 10. 散会の時期

12月16日 午後 3時 25分 散会

この議事録は、議会事務局長 桑原高広、庶務係長 田中香織の記録したものであって、内容が正確であることを認め、ここに署名する。

令和 年 月 日

辰野町議会議長

署名議員 5 番

署名議員 6 番